

日医標準レセプトAPI協議会 会則

本会則は、日本医師会ORCA管理機構株式会社が設置する「日医標準レセプトAPI協議会」(以下「本会」という。)に入会された協議会会員(以下「会員」という。)に適用する。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「日医標準レセプトAPI協議会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は日本医師会ORCA管理機構株式会社内に置く。
(東京都文京区本駒込六丁目1番21号 コロナ社第3ビル)

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は、日医標準レセプトAPIを使用した電子カルテシステムを初めとする安価な医療情報システムの普及推進を図る為、広く医療情報システム関連開発者を募り、当該APIのより深い理解と、活用例の共有等、参加各社が導入しやすい環境を提供することで、当該APIの導入を支援することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)会員は、定期的開催される会議に、提出済みの従業員を参加させることができる。
- (2)会員は、専用のメーリングリストへの登録、及び周辺技術の情報提供やプロトタイプの優先的な利用を受けることができる。
- (3)その他本会の目的達成に必要な活動

(活動期間)

第5条 本会は、2016年7月に設立し、以降概ね3年間を活動期間とする。但し、延長は妨げない。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の目的を理解し、原則として医療情報システムの開発及び販売部門を持ち、事業を行っている団体であって、会長が入会を認めた者とする。

入会希望時点で、日医標準レセプトシステム(ORCA)の販売等を行っていない団体であっても入会は可能とする。

(入会)

第7条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会員代表者)

第8条 本会に対する代表者を定め、あらかじめ書面をもって本会に届け出なければならない。会員代表者を変更するときも同様とする。

(会議等参加者)

第9条 本会のメーリングリスト、及び定期的を開催する会議等に参加する者を、あらかじめ書面をもって届けなければならない。本会からの連絡は登録された参加者に対して行う。尚、会員は従業員を2名まで登録することができる。変更するときも同様とする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする時は、書面により会長に届け出なければならない。

(権利及び義務)

第11条 会員は定期的で開催される会議に従業員を参加させ、意見を述べることができる。

- 1 会員は、提言した内容が、日医標準レセプトAPIに組み込まれない場合もこれに対して異議を申し立てることはできない。
- 2 本会の目的を理解し、会員は加入の日から2年以内に当該APIを使用した医療情報システムの発売を対外的に発表し、3年以内に発売するよう努めなければならない。

(禁止事項)

第12条 会員は、本会の目的を理解し、本会で得た情報を活用しての日医標準レセプトシステム(ORCA)の導入支援等の行為、及び次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- 1 本会の趣旨・目的に反する行為、言動、並びに自己の利益のみを追求する行為。
- 2 入会時に虚偽の申請を行う行為、または第三者になりすまして入会申し込みを行う行為。

(除名)

第13条 会員が前々条の義務を怠った場合、前条の禁止事項で禁止している事項を行ったと認められた場合、または次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、当該会員を除名することができる。

- 1 当該年度過ぎても会費を納入しないとき
- 2 本会の運営を著しく阻害し、又は名誉を傷つけた場合、その他本会の内外を問わず、その品位を失うべき非行があったとき

(会費等)

第14条 会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金及び年会費の額は、別途定める。

(会費等の不返還)

第15条 会員は、第10条の脱会、または第13条の規定により本会会員の資格を喪失しても、既納の入会金、年会費に対して、返還請求することができない。

(免責)

第16条 本会の活動は、すべての会員の自己責任において遂行されるものとし、本会の活動に伴ういかなる損害についても本会及び日本医師会ORCA管理機構株式会社は責任を負うものではなく、会員が本会に参加したこと若しくは参加できなかったことに関連して会員又は第三者に損害が生じた場合でも、本会及び日本医師会ORCA管理機構株式会社は一切の責任を負わない。

(会員の扱い)

第17条 入会時に入会申込書により提出された会員情報は、次の目的のためのみに利用するものとし、目的以外には利用しないものとする。

- (1) 本会の活動に関する情報連絡
- (2) その他、本会の活動に必要な業務
2. 会員情報は適切に管理し、法の定めるところによる請求を受けた場合以外は、ご本人の同意を得ずに第三者に提供・開示しないものとする。
3. 保有している会員情報は、正確かつ最新の内容に保つことに努め、会員の変更や訂正および削除の依頼には迅速に対応するものとする。

第4章 役員

(会長)

第18条 本会は、事務局からの指名により1名の会長を置く。